

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府省庁名	金融庁					
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）								
要望項目名	「仮想通貨」に係る消費税に関する整理								
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>今般、「仮想通貨」が支払・決済手段としての機能を事実として有することに鑑み、資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>支払・決済手段としての機能を事実として有する仮想通貨について、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえ、消費税の取扱いを整理する。</p>								
関係条文	消費税法第6条、消費税法施行令第9条及び第11条 等								
減収見込額	[初年度]	—	(—)	[平年度]	—	(—)	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段や資金決済法上の前払式支払手段等の譲渡が消費税法上の非課税取引とされている点等を踏まえ、同様の機能を事実として有する仮想通貨の取扱いについての整理が行われることにより、仮想通貨に係る取引の消費課税関係の明確化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「仮想通貨」については、現行の消費税法上、非課税対象取引と規定されていない（消費課税の対象）。</p> <p>他方、単に取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段（銀行券や小切手等）や資金決済法上の前払式支払手段（プリペイドカードなど）等の譲渡は、非課税対象取引とされている。また、欧州（EU）や米国（ニューヨーク州）においても、仮想通貨の譲渡に係る消費税は非課税とされている。</p> <p>今般、「仮想通貨」が支払・決済手段としての機能を事実として有することに鑑み、資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備。</p> <p>以上、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえ、仮想通貨に係る消費税の取扱いについて整理・明確化される必要がある。</p>								
本要望に対応する縮減案	なし								

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
	政策の達成目標	資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備している状況において、仮想通貨に係る税制面（消費税）の取扱いについて整理すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	日本国内において資金決済法上の仮想通貨に係る取引を行う者において適用される見込み。
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	消費税法上の整理がなされることにより、仮想通貨の消費課税関係の明確化が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえた上で、仮想通貨に係る消費税の取扱いについて整理されることを要望するものであり、予算その他の措置によっては実現できない。
	ページ	4—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。